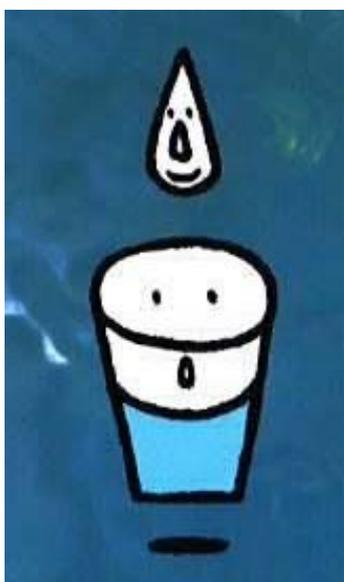


# 岡山市水道事業審議会

## 第16回資料



平成 16 年 7 月 14 日（水）14 時～

ピュアリティまきび

岡 山 市 水 道 局

## 目 次

1	これからの料金体系（その2）	2
---	----------------	---

## 1 これからの料金体系（その2）

### 1 水道料金の仕組み

水道料金は、事業運営に必要な費用を基本料金と給水料金に分けて算定している。

水道料金の内訳(口径 13mm から 25mm の場合)

$$\boxed{\text{水道料金}} = \boxed{\text{基本料金}} + \boxed{\text{給水料金}}$$

(1月 8 m<sup>3</sup> の水量を含む)

### 2 料金体系見直しの必要性

#### (1) 水道の使用実態

1世帯1か月の平均使用量は約 20 m<sup>3</sup>

本市の水道使用状況を、使用水量区分及びメーター口径区分で表したものが、前回資料 11 ページである。

戸数で見ると、1か月 18 m<sup>3</sup> まで(基本 + 1 段)の割合が約 57% であるのに対し、使用水量では1か月 19 m<sup>3</sup> から 30 m<sup>3</sup> まで(2 段)が最も多い。

また、平成 14 年度業務統計で見ると、1世帯1か月あたりの平均使用水量は約 20 m<sup>3</sup> となる。

使用水量と料金収入のバランスがとれなくなっている

次に、この利用状況が料金収入にどのように反映しているかを示したのが、図 - 1 及び図 - 2 (8 ページ) である。

1か月 50 m<sup>3</sup> まで(基本から 3 段)の利用者は全体のおよそ 96% に達し、その使用水量は全体の約 66% を占めるが、料金負担割合は約 54% にしかならず、使用水量に見合った料金負担となっていない。

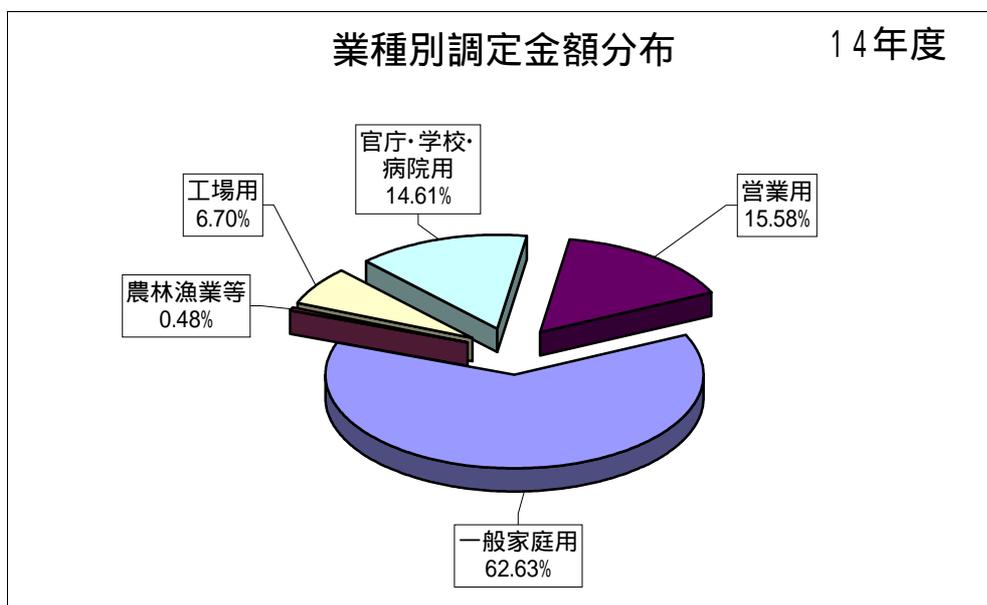
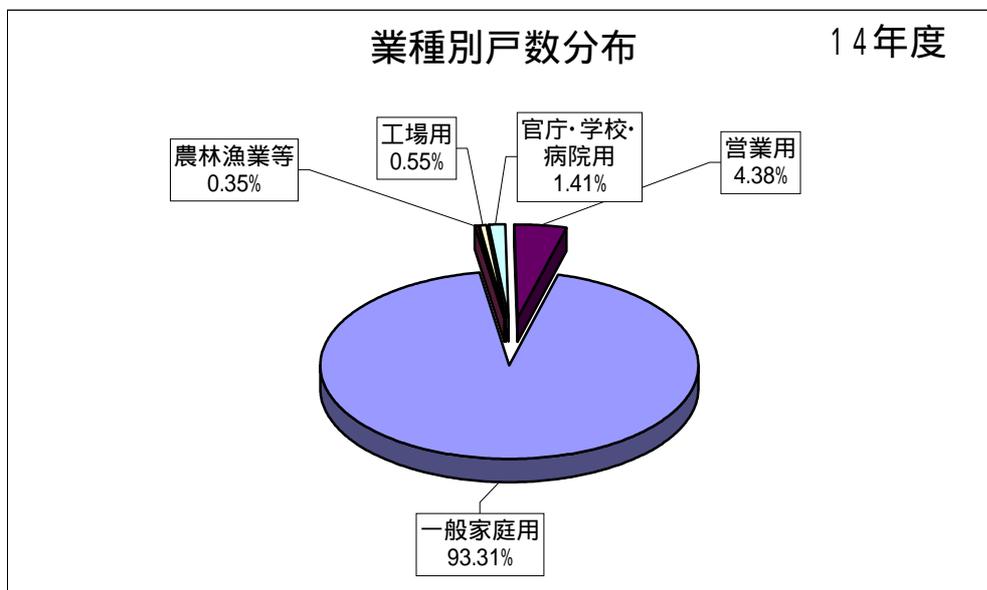
口径 13 mm と 20 mm の利用者は全体のおよそ 94% を占め、その使用水量は約 70% であるが、料金負担割合は約 58% にとどまり、使用水量に応じた料金負担といえない。

このことから、大口需要の減少と小口利用者の増加傾向のなかで、使用水量と料金収入のバランスがますますとれなくなっている。

## (2) 現行の料金体系

水道の使用用途は、一般家庭用が圧倒的に多い

水道の使用実態を業種ごとにみても、一般家庭用の割合が、戸数は93%以上を占めているが、調定金額では約63%にとどまっている。



### 生活用水に配慮した料金体系

毎日の暮らしに欠かせない水道の役割から、生活用水に配慮して原価より低い料金設定をしている。

図 - 3 と図 - 4 ( 9、10 ページ ) は現行の料金体系における基本料金と給水料金について、理論値と設定単価を示している。

メーターの口径ごとの基本料金を現行料金と理論値と比較すると、口径 25 mm 以下の場合すべて現行料金は理論値より低く設定し、口径 40 mm 以上はほぼ理論値どおりの料金設定をしている。

給水料金についても、口径 25 mm 以下の 2 段までは理論値より低く単価を設定し、生活用に配慮している。一方、低い単価設定をすることにより、原価割れをしている部分について、月 50 m<sup>3</sup> 以上の使用者がこれを補てんする形となっている。

使用量の減少傾向が続き、原価割れの部分が増加し、その部分を補てんする月 50 m<sup>3</sup> 以上の使用者が減少しているため、原価割れの部分を埋めきれない状況になっている。

生活用水への配慮は引き続き必要であるが、お客様により公平な負担を求めていく必要がある。

### 3 基本水量廃止の意味

#### (1) 廃止することの社会的な背景

基本水量制は、古くから水道の普及促進と公衆衛生面から全国的に採用されてきたが、本市では平成 14 年に未普及地域解消事業が終了し、市民皆水道が達成された現在では、公衆衛生面からの必要性が薄れている。

全国的にも、今後の事業においては、水道事業としての成熟度は高い中で、水が限りある資源との認識から、節水へのインセンティブを促す施策として基本水量を廃止する方向性が、水道ビジョン等で示されている。

また、使用した水量に応じた負担とすることは、現在の利用者ニーズにも合致し、より公平な負担方法となるため、原価割れの緩和にもつながる。

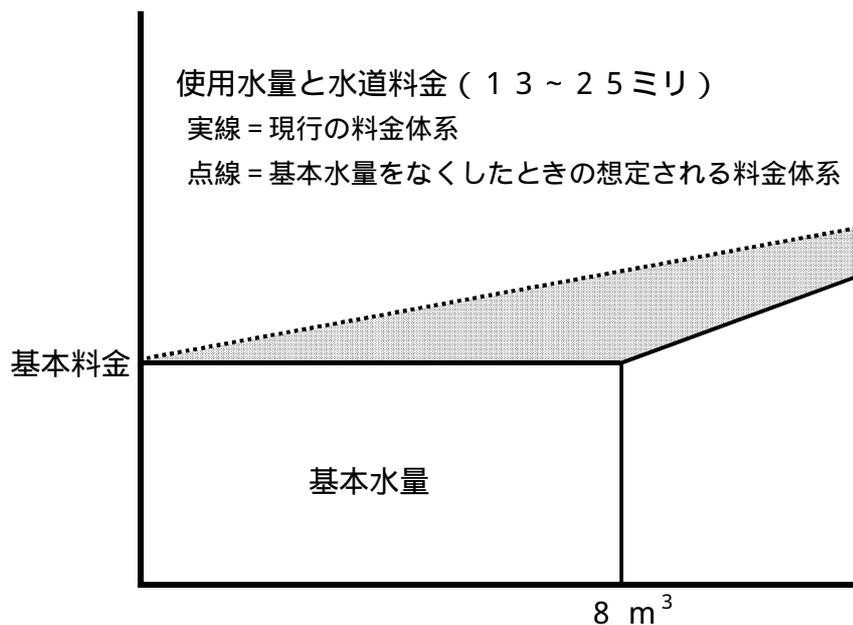
#### (2) 廃止する際の留意点

基本水量の廃止の動きは、エコロジーの点からも極めて今日的なテーマではあるが、廃止する場合は次の点に留意しなければならない。

基本料金を現行から変更しない場合 基本水量 8 m<sup>3</sup> 前後の料金が他に比べて、改定率が高くなる。(次ページの図：網掛け部分)

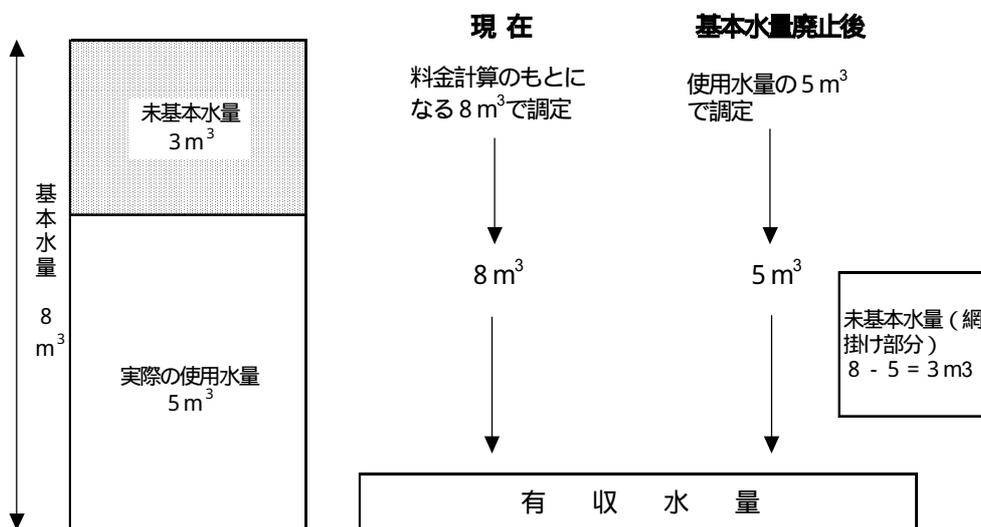
基本料金を下げる場合 基本料金内のお客様が現行料金よりさらに低額となり、原価割れの部分が拡大する。

基本料金を上げる場合 原価割れ部分が縮小し、逡増度は緩和されることになるが、小口使用者の改定率は高くなる。



使用実態を加味しながら、段階区分と単価の設定の見直しを行わなければならない。

また、従来、有収水量は料金計算のもとになる水量で集計していたが、基本水量を廃止した場合は、実際の使用水量をもとに計算するため、有収水量が一時的に減少することとなる。



## 4 料金減免制度

### (1) 他都市における減免制度

政令市及び中核市について、生活扶助世帯及び社会福祉施設に対する料金の減免を行っている都市をさらに調査したところ、減免をしながら一般会計からの補てんを受けていない都市は本市のほかに、さいたま市、金沢市、福山市があった。(表 - 1・12ページ)

### (2) 減免制度の経緯

本市で、いつ、どうして減免制度が設けられたのか、その経緯は必ずしも明らかではないが、少なくとも現存する過去の条例等から、昭和19年に全面改正されている岡山市水道給水条例にも減免制度が明記されており、随分古くから存在したことは事実である。

その後、正式に生活保護法と社会福祉事業法(現社会福祉法)に該当することを要件としたのは昭和49年からである。そして前回の改定(平成9年)において、社会福祉施設については減免の枠を拡大してきた経緯がある。

高齢化社会の進展をも反映して、生活扶助世帯と社会福祉施設を対象とした減免対象件数及び減免金額とも毎年増加の一途をたどり、金額はおよそ200万円ずつ増えている。(図 - 5・11ページ)

また、現在減免対象の施設の一覧を表 - 2(13ページ)に示す。

### (3) 減免のあり方について

公営企業における福祉減免の捉え方は

福祉政策の後押しは行政として認識しなければならない事業運営上の要素ではあるが、受益者負担の公平性のもとでの企業性の発揮もまた水道事業の経営の基本原則である。

電気やガス事業は同じ公益事業であるが、単独での福祉減免は行われていない。また、厚生労働省も福祉政策は別に手立てが施されている、との立場である。

特に、生活保護世帯に対する減免は、扶助額の中に光熱水費が包含されているため、二重給付との指摘がある。(生活保護の内容については、14ページ資料参照)

また、地方財政がひっ迫し、一般会計からの繰入や助成が見込めない中で、水道局単独での減免制度の維持は財政的にも厳しいものがある。

## 減免制度の見直し

少子高齢化社会を迎えて、福祉政策が市政の重要な柱に位置付けられており、「市民協働」がキーワードになっている。福祉施設の態様も多様化し、かつ介護等での広汎な形態も見受けられる。

こうしたなか、半世紀を超えて行われてきた水道事業における減免制度であるが、生活環境も大きく変化しており、多角的な議論や多くの意見を踏まえて見直しを行いたい。

### 訂正とお詫び

第15回資料に誤りがありましたので訂正し、お詫びします。

#### 9ページの減額の状況中

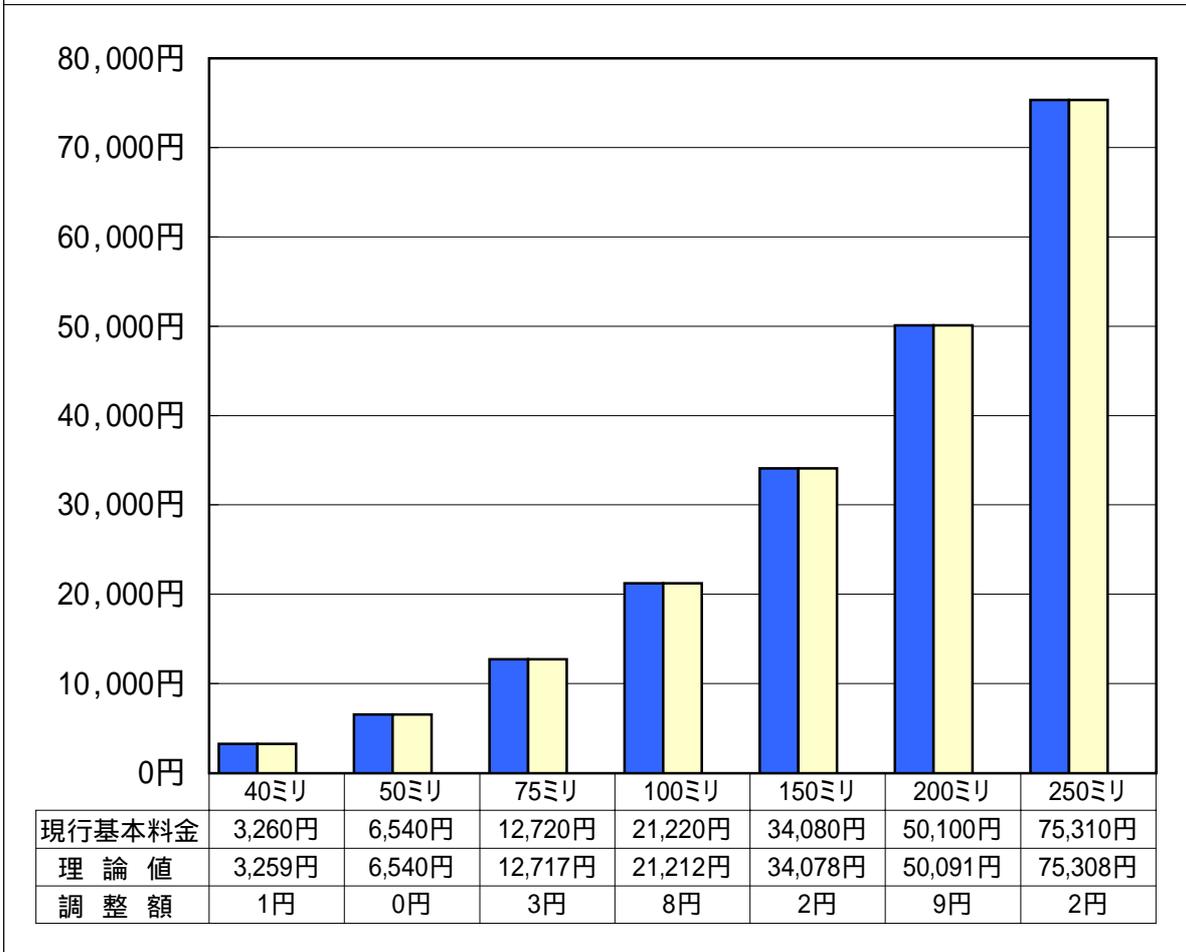
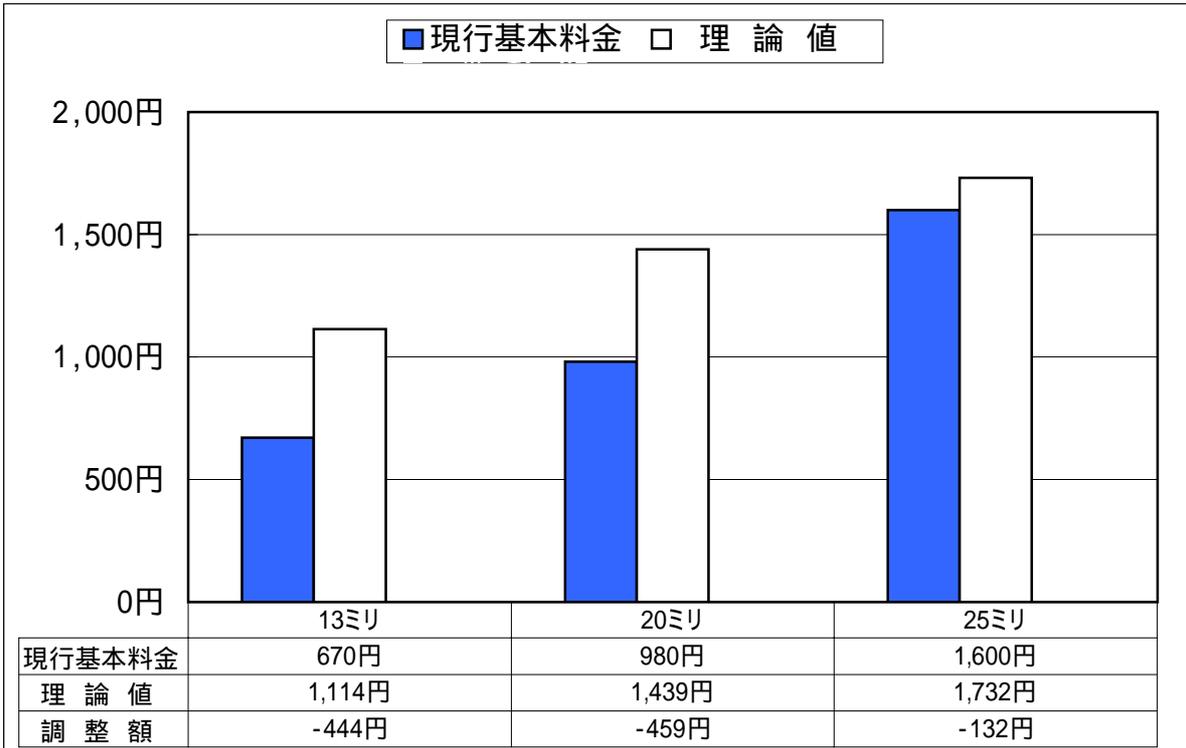
水道料金（14年度減額金額）

- ・生活扶助世帯の対象は約3,400世帯、年間総額約2,768万円
- ・社会福祉施設の対象は55施設、年間総額約874万円

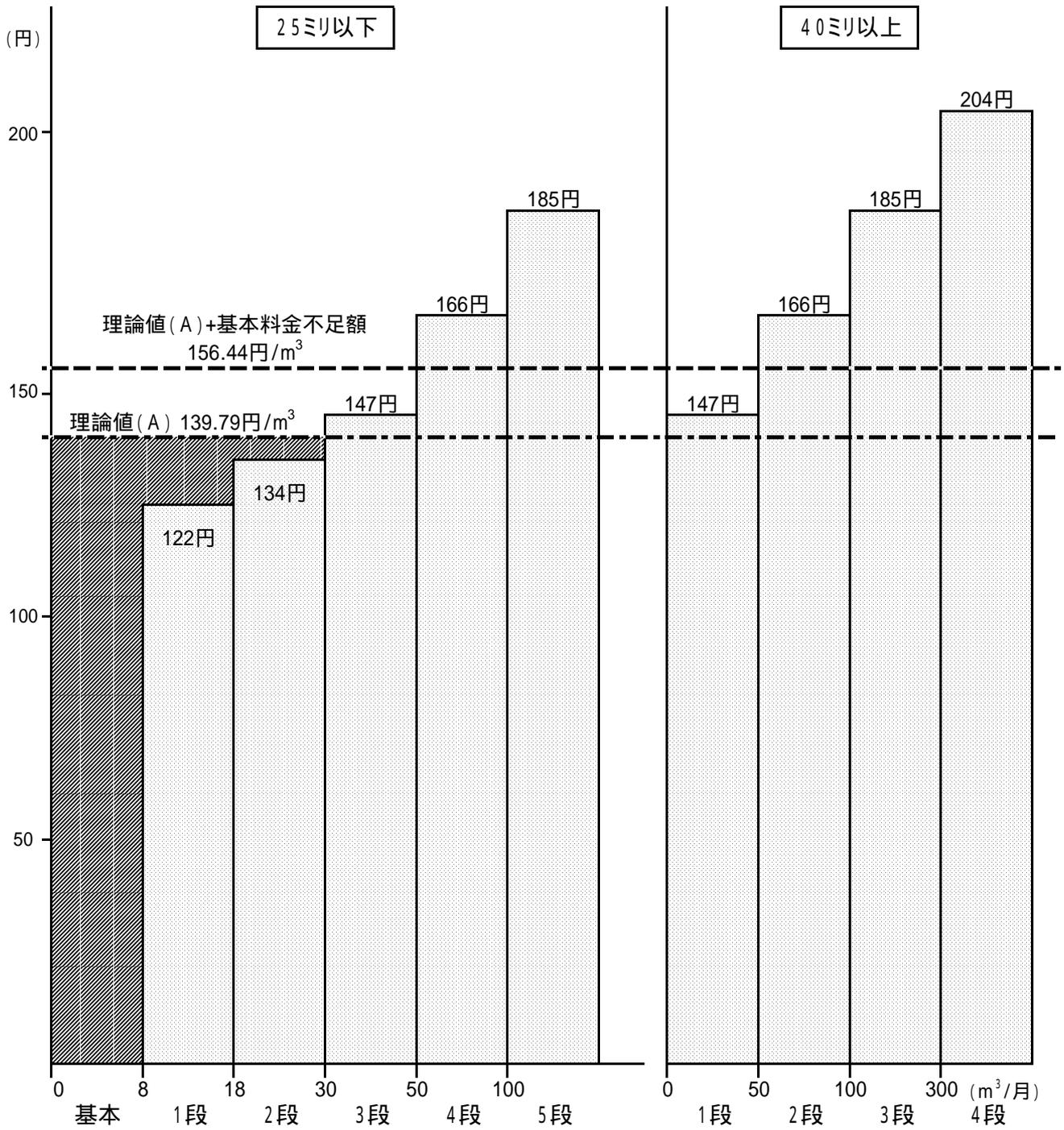


# 口径別基本料金

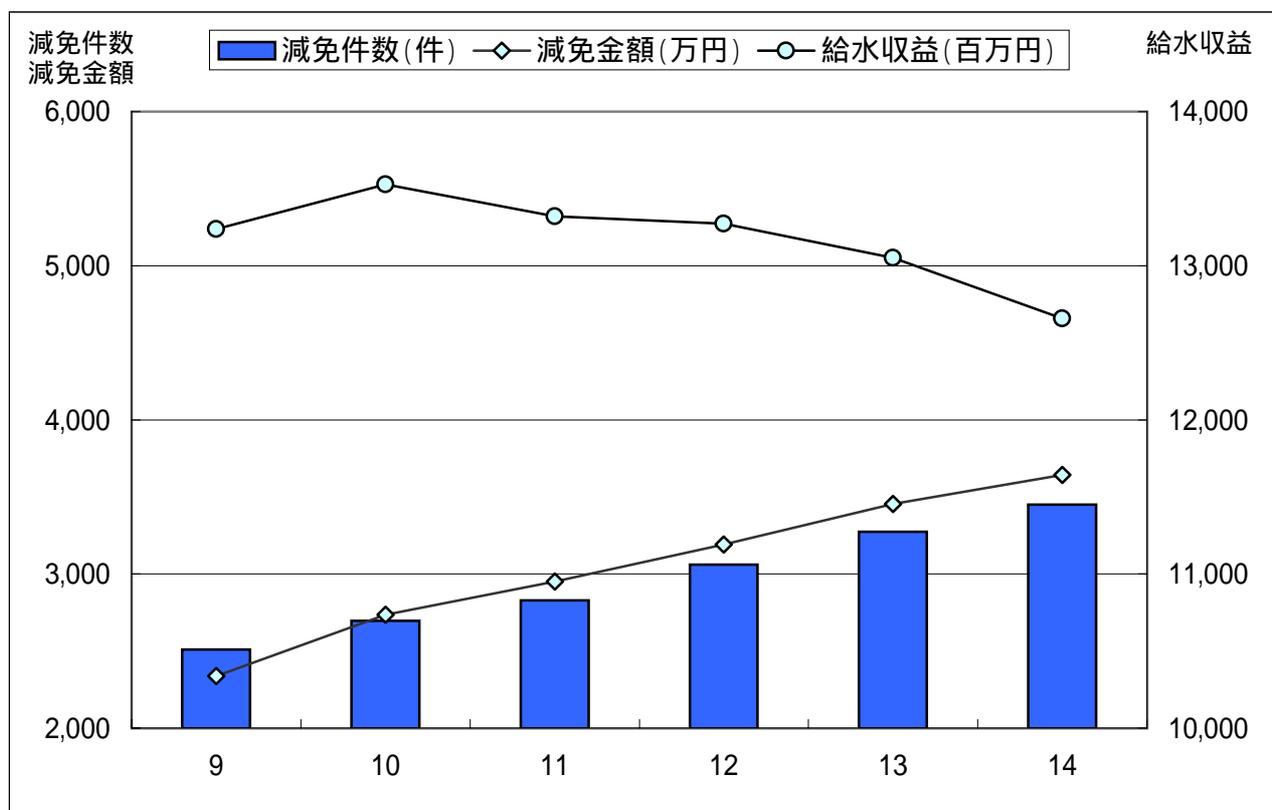
図-3



### 給水料金の段階別単価(一般用)



## 給水収益及び減免件数・金額の推移



年 度	9	10	11	12	13	14
減免件数 (件)	2,509	2,696	2,828	3,061	3,274	3,451
減免金額 (万円)	2,338	2,735	2,950	3,191	3,454	3,642
給水収益 (百万円)	13,237	13,527	13,321	13,273	13,050	12,658

減免件数・金額は、生活扶助及び社会福祉施設を合せたもの。

## 減免制度他都市調査

	都市名	生活扶助世帯の減免	減免の方法	社会福祉施設の減免	減免の方法及び実績	一般会計からの財源補てん
	東京都		基本料金を免除		基本料金及び従量料金の合計額の10%を減額	
政令市	名古屋市		基本料金相当額を控除	×		
	神戸市		基本料金(1月あたり10m <sup>3</sup> までの料金)を免除		従量料金の2割を減額	
	広島市		基本料金相当額		基本料金相当額	
	川崎市		基本料金相当額(1月10m <sup>3</sup> まで)	×		
	さいたま市		基本料金相当額	×		×
	札幌市	×		×		×
	福岡市	×		×		×
	京都市	×		×		×
	大阪市		1世帯1月につき998円		水道料金の40%の減免	
	横浜市					
	仙台市		基本料金を減免(全額)	×		
	北九州市	×		×		×
中核市	旭川市		1月あたり8m <sup>3</sup> まで642円 9m <sup>3</sup> 以上 86円 / m <sup>3</sup>		1月あたり 8m <sup>3</sup> まで 642円 9m <sup>3</sup> 以上 112円 / m <sup>3</sup>	
	秋田市	×		×		×
	郡山市	×		×		×
	いわき市	×		×		×
	宇都宮市	×		×		×
	川越市	×		×		
	船橋市	千葉県				
	横須賀市		口径20 <sup>mm</sup> 以下の基本料金相当額 (10m <sup>3</sup> / 円)に1.05を乗じて得た額			
	相模原市	神奈川県				
	新潟市	×		×		×
	富山市	×		×		×
	金沢市		1月につき家庭用の基本料金(10m <sup>3</sup> )に相当する額	×		×
	長野市	×		×		
	岐阜市	×		×		×
	静岡市	×		×		×
	浜松市	×		×		×
	豊橋市	×		×		×
	岡崎市	×		×		×
	豊田市	×		×		×
	堺市	×		×		×
	高槻市	×		×		×
	姫路市	×		×		×
	奈良市	×		×		
	和歌山市	×		×		×
	倉敷市	×		×		×
	福山市		1月あたり10m <sup>3</sup> までの基本料金	×		×
	高松市	×		×		×
	松山市	×		×		×
	高知市	×		×		×
	長崎市	×		×		×
熊本市	×		×		×	
大分市	×		×		×	
宮崎市	×		×		×	
鹿児島市	×		×		×	
岡山市		1月当たり10m <sup>3</sup> までの料金の70%減		1月当たり100m <sup>3</sup> までの料金の70%減	×	

## 減額措置を受けている市内社会福祉事業の施設数

## 第 1 種社会福祉事業の施設 72

社会福祉法の規定	該当する施設	数
生活保護法に規定する救護施設、更生施設 その他生計困難者を無料又は低額な料金で 入所させて生活の扶助を行うことを目的と する施設を経営する事業及び生計困難者に 対して助祭を行う事業	救護施設	1
児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支 援施設、児童養護施設、知的障害児施設、 知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢 体不自由児施設、重症心身障害児施設、情 緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施 設を経営する事業	乳児院	1
	母子生活支援施設	4
	知的障害児施設	4
	肢体不自由児施設	4
	盲ろうあ児施設(難聴幼児通 園施設)	1
老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特 別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを經 営する事業	養護老人ホーム	1
	特別養護老人ホーム	18
	ケアハウス(軽費老人ホー ム)	16
	軽費老人ホーム A 型	1
身体障害者福祉法に規定する身体障害者更 生施設、身体障害者療護施設、身体障害者 福祉ホーム又は身体障害者授産施設を經營 する事業	身体障害者授産施設	2
	身体障害者更生施設	1
知的障害者福祉法に規定する知的障害者更 生施設、知的障害者授産施設、知的障害者 福祉ホーム又は知的障害者通勤寮を經營す る事業	知的障害者更生施設	10
	知的障害者授産施設	7
	知的障害者通勤寮	1

減額対象件数は55であるが、複合施設があるため、総施設数は72となる。

## 生活扶助の概要

### 1 生活保護の種類

生活保護法による扶助には、日常生活の基本的なニーズを満たす「生活扶助」のほか「住宅扶助」、「教育扶助」、「医療扶助」、「介護扶助」、「出産扶助」、「失業扶助」、「葬祭扶助」の計8種類がある。

以上のうち、1種類の扶助だけが行われる場合を「単給」、2種類以上の扶助が行われる場合を「併給」と呼ぶ。

また、扶助を実施する際に、金銭で給付する場合を「金銭給付」、物品や医療を給付する場合を「現物給付」と呼んでいる。

### 2 生活扶助の内容

#### (1) 基準生活費

生活保護法によって実施される扶助のうち、もっとも基本的な扶助である生活扶助は、飲食物、衣服、電気・ガス・水道等の料金、家具や日常生活用品など、国民として最低生活にニーズを満たすための給付が中心である。

生活扶助は、国民全てに共通する最低限必要な生活費としての「基準生活費」と、さまざまな個人の事情によってこれに追加される「加算」の2つに大きく分けられる。そして、基準生活費はさらに「第1類」と「第2類」に分けられている。

**第1類の経費**とは、飲食費や衣服費のように、世帯の中の「個人」が消費する生活費であり、**第2類の経費**とは、電気、水道、ガス等の料金、家具や生活用品などのように、世帯単位で消費する経費である。

#### (2) 加算

第1類・第2類の経費は、国民全てに共通する日常生活のうえでの最低限必要な生活費である。これに対して、障害者・妊婦等について加算制度が設けられている。

障害者の場合、最低の生活水準を維持するためには、健常者よりも多くの経費が必要なためである。

～「社会福祉要説」ミネルヴァ書房から抜粋～